

体制届添付書類一覧表

令和6年4月改正版
盛岡市介護保険課

13 訪問看護 / 63 介護予防訪問看護

【要否欄凡例】

□…体制届と同時に提出が必要

△…届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
施設等の区分	3 定期巡回・随時対応サービス連携	別紙15	訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書	□
LIFEへの登録	2 あり		添付書類なし LIFEの登録手続きを専用Webサイトにて完了した後、届け出ること。 (登録完了通知等の到達前でも届出可能。)	—
特別地域加算	2 あり		添付書類なし 厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在している場合算定可能です。盛岡市内において、対象地域はありません。	—
中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	2 該当		添付書類なし (盛岡市全域が豪雪地域であるため、市内に所在する事業所においては本要件を必ず満たします。) ※中山間地域等における小規模事業所加算を算定するためには、「規模に関する状況」の要件を合わせて満たす必要があります。	—
中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	2 該当		前年度(3月を除く)又は直近の3か月(前年度の実績が6か月に満たない事業所等の場合)の一月あたりの平均延訪問回数が確認できる資料 【訪問看護 平均延訪問回数が100回以下/月】 【介護予防訪問看護 平均延訪問回数が5回以下/月】	□
緊急時訪問看護加算	3 加算 I	別紙16	緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類	□
			1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 2. 看護師等の資格証の写し 3. 24時間連絡体制を確保し、看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制を整備していることが確認できる書類	□ □ □
	2 加算 II	別紙16	緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類	□
			1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 2. 看護師等の資格証の写し 3. 24時間連絡体制を確保していることが確認できる書類	□ □ □
特別管理体制	2 対応可	別紙16	緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類	□
			1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 2. 看護師等の資格証の写し 3. 24時間連絡体制を確保していることが確認できる書類 4. 病状の変化、医療器具に係る取扱い等において医療機関等との密接な連携体制を整備していることが確認できる書類	□ □ □ □
ターミナルケア体制	2 あり	別紙16	緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類	□
			1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 2. 看護師等の資格証の写し 3. 24時間連絡体制を確保していることが確認できる書類 4. ターミナルケアの提供過程における利用者の心身状況の変化及びこれに対する看護の内容等必要な事項が適切に記録される体制を整備していることが確認できる書類	□ □ □ □
看護体制強化加算	2 あり	別紙19	看護体制強化加算に係る届出書 別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類	□
			1. 緊急時訪問看護加算及び特別管理加算を算定している実利用者数の割合が確認できる資料(算定日が属する月の前6月分) 2. ターミナルケア加算の算定人数が確認できる資料(算定日が属する月の前12ヶ月分※介護予防は不要)	□ □

【要否欄凡例】

□…体制届と同時に提出が必要

△…届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

13 訪問看護 / 63 介護予防訪問看護

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
サービス提供体制強化加算	4 加算Ⅰ(イ及びロの場合)	別紙14-2	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、療養通所介護	□
	5 加算Ⅰ(ハの場合)		次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。	
			〔研修等に関する状況〕	
			1. 看護師等ごとの研修計画	△
			2. 会議の定期的(月1回以上)な開催を確認できる資料(開催計画、議事録等)	△
			3. 看護師等に対する健康診断の定期的な実施が確認できる書類	△
			〔勤続年数の状況〕	
			1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※前年度の2月分 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分)	△
			2. 看護師等の資格証の写し	△
			3. 勤続年数を証明する書類	△
			4. 看護師等の総数のうち勤続年数7年以上の者が占める割合が確認できる資料 ※前年度(3月を除く)の一月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分)	△
	2 加算Ⅱ(イ及びロの場合)	別紙14-2	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、療養通所介護	□
	3 加算Ⅱ(ハの場合)		次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。	
			〔研修等に関する状況〕	
			1. 看護師等ごとの研修計画	△
			2. 会議の定期的(月1回以上)な開催を確認できる資料(開催計画、議事録等)	△
			3. 看護師等に対する健康診断の定期的な実施が確認できる書類	△
			〔勤続年数の状況〕	
			1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※前年度の2月分 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分)	△
			2. 看護師等の資格証の写し	△
			3. 勤続年数を証明する書類	△
			4. 訪問介護員等の総数のうち勤続年数3年以上の者が占める割合が確認できる資料 ※前年度(3月を除く)の一月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分)	△